

令和3年1月18日

広島県医師会長 様

広島県健康福祉局長
広島県新型コロナウイルス感染症患者受入れ調整本部長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

新型コロナウイルス感染症患者の療養の解除について（通知）

本県の健康福祉行政の推進については、日頃から格別の御理解と御支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、別紙のとおり各関係医療機関に発出しましたので、御承知おきください。

【問い合わせ先】

広島県新型コロナウイルス感染症患者受入れ調整本部

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話：082-228-2111（内）2836, 3189, 3193

F A X：082-511-6715

Eメール covid-19iryu@pref.hiroshima.jp

（担当）河端

令和3年1月18日

広島県内医療機関 各位

広島県健康福祉局長

木下 栄作

広島県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部長

浅原 利正

新型コロナウイルス感染症患者の療養の解除について

平素から広島県の医療行政に格別のご理解と、ご支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

標記について、国の通知にある療養解除基準等に基づき作成した「新型コロナウイルス感染症患者の療養の解除について」(別紙)を、令和3年1月15日に開催した「令和3年1月15日新型コロナウイルス感染症に係る医療体制検討会」において、了承を得たところです。

皆様におかれましては、関係各者に周知いただくとともに、引き続き、広島県の医療体制の確保に一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の療養の解除について

- 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日~10日程度経つと、新型コロナウイルスの感染性は急激に低下し、PCR検査で検出された場合でも、**感染性は極めて低い**とされている。
- 基本的に、退院のためのPCR陰性確認検査は求められていない。
- 県内各医療機関においては、下記を参考にして、新型コロナウイルス感染症患者への対応を行うこと。

軽症/中等症	発症日から10日間経過 かつ 症状軽快※ ¹ 後72時間経過※ ²
重症/免疫不全者	発症日から少なくとも20日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過
無症状	検体採取日から10日間経過

※¹ 症状軽快とは、解熱剤の使用なく解熱しかつ呼吸器症状が改善傾向にあると本人・主治医等が判断した場合

※² 例えば、発症日から10日経過した時点で症状軽快後72時間経過していれば、その時点で退院となる

- PCR検査において連続して2回の「陰性」が確認された場合に、上で示す期間より早く退院等としても差し支えない
- PCR検査において「陽性」が確認された場合でも、上記の基準を満たせば退院等としても差し支えない
- 必要に応じて、PCR検査のThreshold Cycle値（Ct値）を参考にすること

参考)

新型コロナウイルス感染症の手引き(第4版) <https://www.mhlw.go.jp/content/000712473.pdf>

CDCホームページ 医療従事者向け情報ページ <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/duration-isolation.html>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する 質疑応答集(Q&A)の一部改正について <https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>